

## 糸魚川市事業継続給付金（飲食事業者及び飲食関連事業者等緊急支援金）交付要領

### 1 目的

この要領は、令和4年1月6日以降、市内の新型コロナウイルス感染者数が急激に増加していることを受け、予約のキャンセル又は人足が遠のく等により、短期間で大きな影響を受ける飲食事業者及びその関連事業者等を支援することを目的とする。

### 2 補助対象者

給付金の対象となる者は、市内に主たる営業所（本社・本店）を有する中小企業・小規模事業者、個人事業主であって、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 令和4年1月6日以前から事業を営んでおり、同日以降も引き続き継続して事業を行っていること。
- (2) 令和4年1月6日以降も引き続き継続して事業を行っていること。
- (3) 本給付金を受給した後も事業継続の意思を有すること。
- (4) 納期限の到来した市税を完納していること。
- (5) 次のいずれかに該当していること。

ア 飲食店営業の許可を受け、糸魚川市内で実店舗を構えて現に営業している事業者（酒類の提供の有無を問わない。）

※ただし、次の店舗を除く。

- ・ 飲食スペースを持たない店舗
- ・ スーパーマーケット、コンビニエンスストア等のイートインスペース
- ・ 自動販売機コーナー
- ・ 特定の利用者のみ利用に供する施設

イ 令和3年9月に実施された「新潟県事業継続支援金（飲食関連事業者等）[時短要請枠]」の支給を受けた事業者

ウ 「新潟県事業継続支援金（飲食関連事業者等）[時短要請枠]」の支給を受けていない事業者で、別記の要件を満たす事業者

エ 令和2年度及び令和3年度に実施された「一時支援金」又は「月次支援金」の支給を受けた事業者

### 3 給付金額

1 事業者当たり 20 万円

### 4 給付回数

1 事業者につき 1 回限り

### 5 申請期間

令和4年1月28日から同年3月18日まで

### 6 提出書類

#### (1) 共通

ア 糸魚川市事業継続給付金交付申請書（様式第1号）

イ 振込先が分かる書類（預金通帳等）の写し（通帳の場合は表紙、1～2ページ目の写し）※令和2年度以降、市の事業者向け給付金の交付を受けたことがある場合で振込先の変更がない場合は省略可能

(2) 第2項第5号アに該当する方

ア 飲食店営業許可書の写し

(3) 第2項第5号イに該当する方

ア 「新潟県事業継続支援金（飲食関連事業者等）[時短要請枠]」を受給したことが分かる書類

(4) 第2項第5号ウに該当する方

ア 比較対象月を含む確定申告書類の写し（電子申告の場合は電子申告の日時と受付番号の印字があるもの、紙ベースで申告の場合は税務署の受付印のあるものの写し）

(ア) 個人事業主

- ・青色申告の方：確定申告書第一表、所得税青色申告決算書の第1面及び第2面
- ・白色申告の方：確定申告書第一表、収支内訳書の第1面

(イ) 法人企業

- ・確定申告書別表一
- ・法人事業概況説明書（両面）

イ 売上台帳、月次残高試算表等、売上の減少が確認できる書類の写し

ウ タクシー事業・自動車運転代行者以外の方：「取引先飲食店の情報（様式第2号）」及び令和3年6月30日以前の納品書や領収書（2回分）

エ タクシー事業者の方：一般乗用旅客自動車運送事業の許可証

オ 自動車運転代行業者の方：公安委員会の認定証

(5) 第2項第5号エに該当する方

ア 「一時支援金」又は「月次支援金」を受給したことが分かる書類

## 7 提出方法

(1) 書類を郵送又はメール送付する場合

次の提出先に郵送又はメールで提出してください。

**【提出先】**

〒941-8501 糸魚川市一の宮 1-2-5 糸魚川市役所 商工観光課行

**【メール】**

kigyo@city.itoigawa.lg.jp

※メールで提出する場合は、タイトルを「緊急支援金申請（●●●●※事業者名）」としてください。

(2) 申請フォームの場合

次の申請フォーム（URL）から申請してください。

<https://logoform.jp/f/YzWBj>

## 8 その他

この要領に定めるもののほか、給付金の交付に関し必要な事項は糸魚川市補助金等交付規則（平成17年糸魚川市規則第50号）の規定を準用するものとし、その他必要な事項は市長が別に定めるものとする。

9 問合先・担当

糸魚川市 産業部 商工観光課 企業支援室 商工労政係（担当：前田）

電話番号：025-552-1511（内線：2314） FAX 番号：025-552-7372

## 別記

糸魚川市事業継続給付金（飲食事業者及び飲食関連事業者等緊急支援）交付要領第2項第5号ウに規定する要件は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 令和3年7月から令和3年9月までのいずれか1か月において、事業者全体の売上高が前年同月比で20%以上減少していること。

※ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響等により前年との比較が適当でない場合は、前々年とすることも可とする。

※創業により前年との比較ができない場合にあっては、事業者全体の売上高について、創業の翌月から申請の前月までの売上高の平均に対して、1か月で20%以上減少していること。

- (2) 令和3年8月以降に発令した新型インフルエンザ対策特別措置法（平成24年法律第31号）第24条第9項に基づく営業時間短縮の要請（以下「時短要請」という。）の対象区域となる県内市町村の飲食店に対して、直接かつ継続して商品・サービスを提供していること。

※ただし、タクシー事業者・自動車運転代行業者については、時短要請の対象区域となる県内市町村に事務所、事業所を有し、一般乗用旅客自動車運送事業の許可又は自動車運転代行業を営む者として公安委員会の認定を受けていること。